



# 冤罪・布川国賠ニュース

第 3 3 号 2019. 5. 16

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

## 判決当日・5月27日(月)の予定

14:30 裁判所前宣伝

- ・傍聴券交付 (未だ交付時刻が不明ですので、布川国賠ホームページ又は東京地裁傍聴券情報でご確認ください)
- ・弁護団激励送り出し

(東京地裁正門前)

16:00 判決

(東京地裁 103 号法廷)

判決後 桜井昌司さんの判決後第一声と弁護団による旗出し

(東京地裁正門前)

17:00 報告集会兼記者会見

(弁護士会館 5 階 502ABC 会議室)

18:15~20:15 交流会



「BANRI 萬里」(富国生命ビル地下 2 階)

(TEL 03-3580-5866)

会費 3500 円

## 「あれから8年」

桜井昌司

8年前の5月、布川事件は再審無罪判決で決着しました。肩に担いだ荷物が無くなるように身体がスッと軽くなったことを、昨日のように思い出しますが、あのときも無罪判決は判っていましたので気楽でした。楽しい気持ちで土浦の裁判所へ行きましたが、この月末に国賠裁判の判決を迎える今も、あのときと同じような感じです。

捜査で明らかになった事実を偽って私と杉山を犯人に作り上げた警察と検察。そこにあるのは警察と検察独自の「正義」です。自分たちが正しいと思い込んだならば、証拠を無視し、人の言葉を歪め、嘘を語り、平然と証拠を捏造したり、無実の証拠を隠したりしてしまう「正義」。正義を振りかざして悪事を行うのですから恐ろしい話ですが、これが日本の警察と検察の姿です。52年にならんとする布川事件の闘いは、その警察と検察の姿を明らかにして来ました。

この国賠裁判になっても「県警倉庫の窓ガラスが洪水で破損して証拠が流失した」として行った弁解の数々の反証は、結局は「洪水後に警察車両が運び去ったもの」と警察自身が自白したことで嘘の上塗りになりましたし、杉山の警察調書にかかれた「録音テープ」の提出を求められた検察が「無い」として提出に応じなかったことも、また過去に行った事実を歪める行為の自認です。提出すれば、更に違法行為が明らかになるので提出できなかったのでしょう。

これらの結果が今の思い、勝利の確信になっています。この52年間に行われた事実を謀る行為が免罪されるはずはないと考えています。

布川事件があってから52年という長い歳月を重ねて、科学的な捜査手法が進んだ今でも、「自白強要」に始まる警察と検察の冤罪作りは変わりません。高知白バイ事件や天文館レイプ事件など、多くの事件で先端科学を歪めて行なわれた証拠捏造と改ざん行為は、まず捜査をする人間の姿勢と組織を変えなければ、日本の冤罪はなくならないことを教えま

す。冤罪犠牲者の会を結成したのは、それを変革するためです。巨大な権力を持つ警察、検察、それに裁判所。甘い汁に漬かりながら「正義」を振りかざして社会の信頼と尊敬を受けているのですから「変革」など、夢物語だと思える人が多いだろうと思います。でも、私は、そうは思いません。「正義」であるべき存在が証拠を捏造し、事実を歪め、嘘を語り、「それで良い」はずがないからです。社会が事実を理解したならば、今の警察や検察、裁判所は、直ちに解体されるだろうと思います。事実を広め、伝えればいいのです。

このところ大阪で唄う機会が多いですが、先般、古くから私を知る方が人を連れて聴きに来てくれました。「みんなが感動した」と過分な評価を頂いたのですが、もしかすると「伝えたい！」という思いが力を与えてくれるのかも知れないと感じました。

## 「冤罪犠牲者の会の出発！」

桜井昌司

3月に発足した冤罪犠牲者の会は、4月の事務局会議から実務的な活動が始まりました。

事務局体制と冤罪犠牲者間の連絡体制の確立、更に会費や会員集めの問題と綱領の整備、今後の活動など、盛り沢山の会議でしたが、すでに暫定ホームページが開設され、会のロゴマーク作成案が作られるなど、少しずつ動きが始まっています。今月に開かれる会議の後には、より具体的な活動を始めます。

事務局に集った皆さんの中にはパソコンのエキスパートもいます。デッサンやデザインの技能者もいます。組織的な支援活動は未経験な人はいますが、その人たちも含めて多才の集まる事務局だからこそ、今後の活動が面白くなると思っています。

私自身は冤罪犠牲者の会を結成する力にはなりませんが、今後は、皆さんが動きやすいように後方で支える力になろうと決めています。

日本の司法を変えたい、法律を変えて冤罪を減らしたい、作らないようにしたいと願う私たちの活動は、必ず目的を達成すると確信していますが、それには一人の力ではなく、みんなの力を集める必要があります。私が活動し、力を尽くすのは当然ですが、仲間たち、みんなが「自分がやっている！」という思いになってもらう必要があると考えてもいます。

まずは大崎事件の審理が行われている最高裁に対しての要請行動が、冤罪犠牲者の会として最初の活動になるかと思っています。個々の事件支援をする力はない今、何をするか、何ができるか、皆さんと力を合わせて、これま

でと同じように明るく楽しくやって行きたいと願っています。

この27日にある布川国賠裁判判決を報告する次回ニュースには、更に詳しい冤罪犠牲者の会報告も出来ると思います。

どうぞ皆さんのご支援をお願いします！

## 「再審法改正をめざす市民の会」が 結成されます！

### 「結成総会」のお知らせ

日時 5月20日(月) 17:30~19:30

場所 衆議院第2議員会館多目的会議室

(ロビーで入館証をお渡し)

※再審法改正をめざす市民の会は、弁護士・学者・市民が一体となって「冤罪者を救済するための再審のルールづくり」を目的に結成されます。

① 再審のためのすべての証拠開示

② 検察官の不服申立の禁止

③ 再審における手続法の整備

を当面の目標としています。

入会金 1000円とし、会費はなく、カンパのみで運営する予定。

30名の弁護士・学者・市民が運営委員となり、そのうち、桜井昌司さんの他、宇都宮健児弁護士・木谷明元裁判官・周防正行映画監督・村井俊邦一橋大学名誉教授・青木恵子冤罪被害者・伊賀カズミ関西冤罪事件連絡会代表(敬称略)が共同代表となる予定。

この運動にもぜひご参加ください。

☆☆☆ お知らせ ☆☆☆

なくせ冤罪！市民評議会  
第7回定期総会

日時 7月6日(土)14:00～  
場所 日比谷図書文化館4階  
スタジオプラス(小ホール)

【内容】

- ・ 総会
- ・ 基調講演(15:00～15:50)  
市川寛弁護士(元検察官)  
「検察の実態」について  
(～検察は、なぜ再審になっても証拠を出そうとしないのか、なぜ再審開始決定に徹底抗戦するのか)
- ・ 布川国賠報告(15:50～16:10)



★署名をありがとうございました★

署名数 総計17,142筆！  
(敬称略)

救援会愛知県本部(188)、救援会山口県本部(59)、救援会広島県東部支部(19)、救援会札幌東支部(22)、救援会茨城県本部(70)、救援会千葉県本部(53)、救援会呉支部(34)、田中靖代(5)、救援会北九州総支部(47)、救援会大阪府本部(16)、救援会京都本部(5)

日程経過

- 1月24日(木)13:00～布川国賠裁判所要請行動
- 3月2日(土) 「冤罪犠牲者の会」立ち上げ  
(甲南大学東京校舎)
- 4月10日(水) 布川国賠判決(延期)

当面の行動予定

- 5月20日(月)再審法改正をめざす市民の会立ち上げ  
(衆院第2議員会館多目的会議室)
- 5月27日(月) 16:00 布川国賠判決  
(東京地裁103号法廷)  
17:00～報告集会  
(弁護士会館5階502ABC会議室)
- 7月6日(土) なくせ冤罪！市民評議会総会  
(日比谷図書文化館4階小ホール)
- 8月10日(土)布川国賠を支援する会総会  
(日比谷図書文化館4階小ホール)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル405号室  
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798  
ホームページ: <https://fukawakokubai.jimdo.com/>  
E-mail: [kwntpl53@ybb.ne.jp](mailto:kwntpl53@ybb.ne.jp)

発行責任者 中澤宏